關西大學新報
発行人　大阪市大淀区長柄中通　関西大学天六学舎内　関西大学新報社　電話 堀川㊱2072番　発行人　江村浮三　(定価一部十円)

古本全般売買　天牛本店　南区道頓堀中座前　電話㊱二七五八番

自治委、規約改正に着手

代議員制度を可決

重要問題だけ全学投票

第八回自治委員会は学友会規約改正を巡って十一月十二日(水)午後七時半から学友会会議室で開かれた。三時間にわたって熱心に討議された結果、従来の最高決議機関である学生大会に代って代議員制度に改めることを可決。三年ごしにもめ抜いて来た代議員制度は

ここに陽の目を見るに至った。代議員制度の細目その他については十七日(月)六時半から改めて審議される。

会議は定刻より一時間遅れて七時三十分から始まり、まず岡田規約改正委員長が規約改正の提案理由ならびに草案の説明を行い、主な改正点として①代議員制度の採用②中央委員会の設置③主要問題については全学投票を行う、その他名称の変更、各委員長制の廃止、役員改選期の変更、学友会費の分配などについての説明を行った。ついて草案に関する質疑応答に入り、個々の条文に対する質問のうち第十三条「学生大会は（代議員で構成）自治会の最高決議機関であって執行委員並びに役員をもって構成され…（後略）」に対し、現行規約による学生大会は常に委任状を含めて平均三百名余の決議では全学生の意志が表明反映されていないし、しかも出席者のほとんどが利益パートに属するものである点からも全学生の利益を守る点で欠陥がある、こういう観点から各クラスから代表として選出された代議員制度が提案したとの説明があった。その後審議に移ったが代議員制度是非に論議が集約された。

反対意見としての代議員とも利益パート代表が出て従来と同じ危険がある②少数の学生運動家に独占されるおそれがある③民主主義の最良の方法としてやはり多数の集まる全学生大会が必要で従来の欠陥を防ぐ方法を講じたら良い④一般学生の意見発表の場がなくなるなどに対し、改正委員長は①学費は自治費と個別機関に分離したので影響はない②は民主主義のルールとして選出されるのであるから現在の学生大会の現状は学友会で努力してきたが、全学生の過半数を集めることは、会場や二部学生の生活状態から不可能である。特別の場合をのぞき③は会議は一般公開されしかも意見も述べることが出来る。

定刻を過ぎること議事が一時混乱したが、審議は一応終了、採決の結果、賛成十四、反対四で規約改正草案中、代議員制度に関しては可決された。なお草案の細目についての審議は十七日、第九回自治委員会におこなわれる。

自治体制を強化

五年ぶりの大幅改正

（解説）現行規約は、昭和二十八年七月（大学執行委員長）に制定されたもので、昭和三十年ごろから条文の不備、とくに第三章第五条による全学々生大会を最高決議機関とすることによる欠陥が指摘されていた。最高決議機関としての全学生大会の成立は、第九条　全学生大会は三百名以上の出席により成立し、議決は過半数を要する。で全学生の一割を下数で認められていた。そして、今まで学生生活の節々で感じて来たほとんどの大会が委任状を含めてかろうじて平均三百名前後にすぎず、しかも出席者は学友会傾別機関（利益パート）に属するもので占められ、全学生大会という名が疑せられているにもかかわらず一般学生の意見が反映されていないとの見方がされていた。これは自治委員の意識、学友会の一般学生からの遊離などと指摘されているが、やはり二部学部という特殊性に伴うところの自治意識の不足に大いに因るもので、現行規約ではこれ以上の手段を期待できないとみられている。また仮に、かなりの学生を損害できたにしろ収拾されてきたとはいえ、まだまだ条件が悪い状態ながら非常な不便を自覚の不本意ながら非常な不便を自覚の学生生活の節々で感じて来た。そして特にいえることは、こうした内外の状況の中にあってわれわれが、自分達自身の高まり、正当な活動を伸ばすための行為と団結を強くする点で適然なかの行為と思惑があったし、われわれの切実な声を実現する過程に、いくらか弱さがあったのではなかろうかという点である。

いずれにしても、こうした問題を克服しないで、われわれの学園生活を一歩たりとも進歩させることはできない。学生大会をはじめとした事実が明らかにされ、別紙にあるいろいろな、そして良い意味でのそく具体的な方法を活用しなければならないのである。とかく今までの学生大会は開放をきわめ、クラブ関係の利益代表的に発言が多かった。そして学問にあっては、今まで多いなら改善されるために、まず、積極的に大会に参加して、英知ある発言を支持し、発展させなければならない。働せずして自己の不利益を欲くのは学究をするものの態度ではない。今日も次明日も、そして今回よりは次回へと積み上げて行く自治活動への参加なくしては、われわれの学園生活をよりよくする方策はないのである。

われわれが皆さこのことをよく認識しなければならない時代の強いと思う。

今度の学生大会で提出される規約改正案が代議員制による学生大会（今までの全学生大会の最高決議機は各クラスの一定数から比例代表された代議員で構成される学生大会と切つて）評議員会の廃止にかわる執行委員会、中央委員会、監査委員会、などの相互チェックの強化を意図しているところにある。

つまり、日々とさて所を得た学園問題を全学生の意思反映しながら解決して行くのに必要な組織にしようとするわけである。けれども、ここで最大の原則がふまれなければならない。それは、各クラスで自治学園生活に関するいろいろな問題が研究され、さらに検討されなければならないということである。この原則がまもられるかぎりにおいては実に有効であるということが言える。今迄の学生大会が正しく、能率的に全学生の声を反映できないという事実がこの改正案によって、自治委員会を通じ熟行部から提案されるわけである。

これを見ても明らかなように、この学生大会にのぞむわれわれの態度は規約改正案の拒絶は敵くとしても、今後、実に自主的で積極的な、それでいて正しい行為の表現を求めるものでなければならないのである。このことは、とりもなおさず、われわれが学園中における学園の生活力がれていることの証拠を実現的に、民衆の幸せを保障するものとして実践する原本的な力である。

秋期学生大会にのぞむ

論説

「よりよき学園生活と民主主義を守り育てる」ための、われわれの組織である学友会の秋期学生大会が開かれようとしている。この学生大会では、自治委員がわれわれの中から選ばれた寄り以来の活動の親睦や、各クラブの活動と予算とともに監査報告などが審議され新学年度までの具体的な活動にそなえるわけである。特に、この学生大会へ規約改正案が出され学友会組織の大幅な編成変えについて討議されることになっているので、この意味からも、今後のわれわれの自治活動にとって画期的な学生大会となるわけである。

全学連加盟を決議した春期学生大会以後、われわれは日本社会の民主主義的意向が非常にゆがめられて来た現実を体験したし、その中にあって学生生活が物心両面からの本質的な窮乏化から、脱しることができないばかりか、ならなかった。そして学園にあっては、今までよりいっそう改善されてきたとはいえ、まだまだ条件の悪い勉学施設や設備に甘んじ、不本意ながら非常な不便を自覚の学生生活の節々で感じて来た。そして特にいえることは、こうした内外の状況の中にあってわれわれが、自分達自身の高まり、正当な活動を伸ばすための行為と団結を強くする点で適然なかの行為と思惑があったし、われわれの切実な声を実現する過程に、いくらか弱さがあったのではなかろうかという点である。

いずれにしても、こうした問題を克服しないで、われわれの学園生活を一歩たりとも進歩させることはできない。学生大会をはじめとした事実が明らかにされ、別紙にあるいろいろな、そして良い意味でのそく具体的な方法を活用しなければならないのである。とかく今までの学生大会は開放をきわめ、クラブ関係の利益代表的に発言が多かった。そして学問にあっては、今まで多いなら改善されるために、まず、積極的に大会に参加して、英知ある発言を支持し、発展させなければならない。働せずして自己の不利益を欲くのは学究をするものの態度ではない。今日も次明日も、そして今回よりは次回へと積み上げて行く自治活動への参加なくしては、われわれの学園生活をよりよくする方策はないのである。とかく今までの学生大会は開放をきわめ、クラブ関係の利益代表的に発言が多かった。そして学問にあっては、今まで多いなら改善されるために、まず、積極的に大会に

十分な討議を望む

園田規約改正委員長語る

①代議員制度―全学投票制の会長と変りない。現行の学生大会では三百名が定数であり無制限の委任状が認められて成立する状態であるが、四千五百名の意見反映がかなり不充分であり、独自の自治体制の強化と独自に方全を期する態度がつかわれるもののようである。

②一般学生が直接に関与し得る機会が設けてある。草案の条項でそのものについては次回の自治委員会に持ち越されるもののようであるが、この草案を現行規約と比較してみると、現行規約の、第36条この会長として関西大学学長を推戴する、名称が学大会学生自治会になり「二部」の文字が削除されている点、また、財政の配分を自治活動34%、個別機関66%と明記であり、独自の自治体制の強化と独自に方全を期する態度がつかわれるもののようである。

③学友の分離、以上が今回の規約改正要点であるが、一番大きな問題は最高決議機関を代議員大会としたことである。もちろんこの大会の名称は学生大会であり、現行規約による学生大会は常に委任状を含めて平均三百名余の決議では全学生の意志が表明反映されていないし、しかも出席者のほとんどが利益パートに属するものである点からも全学生の利益を守る点で欠陥がある。こういう観点から各クラスから代表として選出された代議員制度が提案したとの説明があった。その後審議に移ったが代議員制度是非に論議が集約された。

反対意見としての代議員とも利益パート代表が出て従来と同じ危険がある②少数の学生運動家に独占されるおそれがある③民主主義の最良の方法としてやはり多数の集まる全学生大会が必要で従来の欠陥を防ぐ方法を講じたら良い④一般学生の意見発表の場がなくなるなどに対し、改正委員長は①学費は自治費と個別機関に分離したので影響はない②は民主主義のルールとして選出されるのであるから現在の学生大会の現状は学友会で努力してきたが、全学生の過半数を集めることは、会場や二部学生の生活状態から不可能である。特別の場合をのぞき③は会議は一般公開されしかも意見も述べることが出来る。

定刻を過ぎること議事が一時混乱したが、審議は一応終了、採決の結果、賛成十四、反対四で規約改正草案中、代議員制度に関しては可決された。なお草案の細目についての審議は十七日、第九回自治委員会におこなわれる。

灰色の就職戦線

残る中小企業に最後の望み

わが国の経済状態が、ナベ景気などとまことにありがたくない形態をとったようで、本学での求人数は昨年とほぼ同数の出足であったが、やはり一般トッキ景気の影響が濃く、とくに系ヘん、鉄工関係がふるわずわずかに保険、金融関係がめだつ程度で全般にいって低調である。このうち、一流主要会社は大部分が優秀学生と女子学生除外の傾向が強く、伸びなやみの状態をつづけている。十月末日現在の本学就職決定者は一部就職希望者一〇〇四名のうち三一二名、二部は就職希望者三一三名のうち約半数が就職決定者、およびセミ・クラブ、スポーツ関係その他の就職決定者が相当数あるものとみている。二部では希望者二一三名のうち約半数が現在就職もっており完全に定職のないのは一〇〇名余りである。一流会社の大部分が入社試験を終えているのに、今後は関西一円の各関係官庁と、未開拓の中小企業へ積極的に働きかける方針をとり、とくに数年来採用がないところが数十社にのぼるのでこの方面への進出に期待がかけられているが、第三段階に入っているまお金額に就職状況は低調で経済界の不安定の模様をものがたっている。

善戦およばず立命に惜敗

全日本空手道選手権大会は、去る十一月三日大阪府立体育館で挙行された。本学からは森恵三選手が

谷迫主将以下各選手が全国の精鋭三十七校加わって一部単独で参加し、第一回戦では一蹴りの名城「奥名」をとる中京の強、名城大学に対戦し三対一、第二回戦は神戸大学を三対二で一蹴、つづく第三回戦には全国西選手権優勝校で、今大会の優勝校である立命大学に対戦、善戦およばず惜敗した。

応援団長に梶谷君決る

梶谷団長

応援団では十月二十五日、三十四年度の役員改選を行い、団長以下六役をつぎのように決めた。

団長＝梶谷順（経三）▽副団長＝篠崎部長＝原俊之（経三）▽幹事長＝大城正博（法三）▽総務部長＝山本信（経三）▽指導部長＝鈴木明彦（法三）▽体育部長＝金沢信徳（商三）▽親睦部長＝明松正憲（経三）

名一神 高速道路

千里山学舎を縦断

計画変更申込む

建設省から引つき日本道路公団では名神高速道路建設を計画、その予定コースによると第一学舎後方十八万、二千三百坪を東西に横断、大学院のある教授と教育寮の一中のある外苑は完全に二分されることになり、同公団から再度買収の交渉がきた。これに対して学校当局では、学園の総合計画に支障をきたし学生活のさまたげになるとの理由で他の土地への変更を要求した。これに対し一万学生側も、驚愕断った。一万学生側の理由で「反対」を決議、署名運動などの手段をとってお学生大会で反対決議をするなど一連の動きがある。

旦下営縮課では日本道路公団から提出された名神高速道路建設法、高速道路関連法にもとすき七九三億円を投じて建設、管理するので、愛知県小牧市から、兵庫県西宮市間計一八六キロにわたるものである。大阪では京都府乙訓郡山崎から入り、高槻、茨木―吹田―尼崎にいたり、完成すれば毎時平均速度二〇〇キロ、山間部八〇キロのスピードが出せるもので昭和三十六年に完成の予定。

名神高速道路　日本道路公団が国土開発総合自動車道路建設法、高速道路関連法にもとづき、管理するもので、愛知県から提案決定に時日の問題といわれている。

〝即刻廃棄を要請〟

学研合同討論会　警職法案で声明

学研合同討論会は去る十日、警職法案審議合同討論会を第一会場＝社研朝文研、第二会場＝近文研、国文研、史研、経営研、第三会場＝現中研、法文研、経営研、英文研の三会場でわかれて開催し、警職法改正案反対ならびに同案の即刻廃棄を要請する声明文を発表した。討論会の内容を綜合すると改正案は

一、明らかに憲法違反であり、また刑事訴訟法を骨抜きにするものである。

一、岸内閣の憲法違法改悪案は、憲法の制定、日米安全保障条約の改定をねらい、これらに関聯する一連の法案の一つである。

一、この法案は戦前の治安維持法、治安警察法と同様において同じものである。

だからこそ、学生新聞が紙力の役割を果たすとしたらそれは学生同志での実力をおきなってのことである。

学生新聞のあり方、そうだとすれば、いつも学生全体のものとして、学生大会とまどいに左右されることなく編集され、発行されて行く。

本学学友会が学友の支持によって全員購読制を持っていることの意味からも、学生大会の意思を持つものである。そして全国大学の学生新聞を一束しても、この事実はあれわれ学生の誇りであり、現在直接編集に担当している新聞の名誉である。

全員購読制二周年を迎えたこの誇りと名誉に学生新聞を発行する決意を明らかにし、全学友の理解を念じ訴う次第である。

〝まるで民主々義講座〟？

学生新聞のあり方と全員購読制

本学に学生新聞の全員購読制が敷かれてから三たびの秋を迎えた。この三年間、関西大学新報の広報機関のみとして存在するのではない。むしろその中にあって、全学生の自治活動を裏に促進するために誤まりがあれば批判し、有効的に全学友の声を正しい学園内の世論として育てなければならないものである。

だからこそ、学生新聞が紙力の役割を果たすとしたらそれは学生同志での実力をおきなって学生新聞のあり方、そうだとすれば、いつも学生全体のものとして、学生大会とまどいに左右されることなく編集され、発行されて行く。

本学学友会が学友の支持によって全員購読制を持っていることの意味からも、学生大会の意思を持つものである。そして全国大学の学生新聞を一束しても、この事実はあれわれ学生の誇りであり、現在直接編集に担当している新聞の名誉である。

全員購読制二周年を迎えたこの誇りと名誉に学生新聞を発行する決意を明らかにし、全学友の理解を念じ訴う次第である。

学生新聞の方全員購読制

カッとなり〝頭が悪いなどと〟学生を侵蝕する〝言葉は控えて〟これで会議はしばしストップや〟改正委員長が立って、とくとくと〝民主主義のルールを〟説明してほしい〟に論行委員長はおっしゃいたいことはある。

◎…代議員制がついに可決された十月二日の自治委員会、英委員の四日間天六学舎で盛大に挙行された。リーダークランツの合唱、吟詠部の朗読、民舞部の舞踊、民謡、弁論部合戦、出田部長の弁論のち、模擬部の尺八演奏、第一日目は弁論部の弁論を問にはじまり、古典演劇部の「伊賀越道中双六」（近松半二作、一幕三場）、学窓座のアルコン原作、金田申訳、木下順二脚色「三銭劇場」の上演があって本学団体はクライマックスを迎えた。

第三日は応援団の乱舞、吹奏楽演奏のの七、本学講師三利与一博士の「警職法改正をめぐって」「現代マス・コミ」と、それぞれ趣し議演があって多くの学生を魅了して、四日間の幕を閉じた。

一方、第二会場体育館では、各体育部の対抗試合、紅白試合などがあり、第三会場（運動場）では第一、第二日と応援団、梶谷団長以下団員による応援歌、乱舞が夜の校庭にこだまし第二、第三日には弁論部も街頭演説のため校庭に進出した。第四会場で弁論大会、PMおよびCMのレコードコンサートが行われ、現中研の「現代中国習俗展示会」現文研および社研の「写真展示会」も四げうれ、多くの学生の足を止めていた。従来の学園祭が観客の少いのに対し、今回は学友会の発言が封じられることは少しもなく、会議公開の原則と、発言の自由は保証されていた。多数の人が一堂に集合しているいろの決定を行うことは理想ではあるが、現実の面では不可能に近いので、よりよい形式として代議員制を採用したのであるが、会員にとって重要な問題にいっては全学投票を規定して危険性を防止しているのである。

予算の分配については過去の自治活動がクラブ代表の寄合獲得のためであり、活動が予決決定後全く停滞してしまった状態をなくするため、規約上明記し自治活動の発展を期待したものである。

名称の変更については、関西大学二部学友会を関西大学学生自治会としたことは他に私たちは二部二部差別の撤廃を叫んでいる中で、わさわざ二部という冠をつける必要もないので新しい名称を前記のごとくにしたのである。

その他の点についても改正案を読んでいただけばわかっていただけると思っているが、今回の改正は三年前に提起されていらいと討議されてきたものであり、学友諸君の討議通じてせひ本年中に決定したいと思っている。今回の改正は根本的な点で現行規約と違っているので充分な討議をお願いたい。感情的に現在の熱行部に反対だから何でも反対するのとのような態度はあくまで捨てゝみんなでよりよいものを作り出していただきたい。

〝反響呼んだ〟中国展

学園祭会場一本化が成功

二部学友会が主催する年間最大行事の一つ第十一回学園祭は、二十二日の前夜祭を皮きりに二十五日までの四日間天六学舎で盛大に挙行された。リーダークランツの合唱、吟詠部の朗読、民舞部の舞踊、民謡、弁論部合戦、出田部長の弁論のち、模擬部の尺八演奏、第二日は弁論部の弁論を問にはじまり、古典演劇部の「伊賀越道中双六」（近松半二作、一幕三場）、学窓座のアルコン原作、金田申訳、木下順二脚色「三銭劇場」の上演があって本学団体はクライマックスを迎えた。

第三日は応援団の乱舞、吹奏楽演奏のの七、本学講師三利与一博士の「警職法改正をめぐって」「現代マス・コミ」と、それぞれ趣し議演があって多くの学生を魅了して、四日間の幕を閉じた。

一方、第二会場体育館では、各体育部の対抗試合、紅白試合などがあり、第三会場（運動場）では第一、第二日と応援団、梶谷団長以下団員による応援歌、乱舞が夜の校庭にこだまし第二、第三日には弁論部も街頭演説のため校庭に進出した。第四会場で弁論大会、PMおよびCMのレコードコンサートが行われ、現中研の「現代中国習俗展示会」現文研および社研の「写真展示会」も四げうれ、多くの学生の足を止めていた。従来の学園祭が観客の少いのに対し、今回は学友会の発言が封じられることは少しもなく、会議公開の原則と、発言の自由は保証されていた。多数の人が一堂に集合しているいろの決定を行うことは理想ではあるが、現実の面では不可能に近いので、よりよい形式として代議員制を採用したのであるが、会員にとって重要な問題にいっては全学投票を規定して危険性を防止しているのである。

予算の分配については過去の自治活動がクラブ代表の寄合獲得のためであり、活動が予決決定後全く停滞してしまった状態をなくするため、規約上明記し自治活動の発展を期待したものである。

名称の変更については、関西大学二部学友会を関西大学学生自治会としたことは他に私たちは二部二部差別の撤廃を叫んでいる中で、わさわざ二部という冠をつける必要もないので新しい名称を前記のごとくにしたのである。

その他の点についても改正案を読んでいただけばわかっていただけると思っているが、今回の改正は三年前に提起されていらいと討議されてきたものであり、学友諸君の討議通じてせひ本年中に決定したいと思っている。今回の改正は根本的な点で現行規約と違っているので充分な討議をお願いたい。感情的に現在の熱行部に反対だから何でも反対するのとのような態度はあくまで捨てゝみんなでよりよいものを作り出していただきたい。

秋春声學

秋も深まってきた。千里山の外苑でも黄や紅の木の葉が緑の中に色を添へ、あまり学生の通らないあちこちの小道には褐色の落葉のじゅうたんを敷きつめている。われわれから見れば秋の感を誘う美しい植物の世界、彼らにとってはやがてやってくる冬の準備をしているにすぎないのだ▼この秋の中にあって、本学から民主主義の種子が撒いているのは嬉しい。ほかでもない学友会の規約改正だ。数年来の懸案の代議員制度は実り多き秋を迎えることができたのである。学園の実践的な

法律問題としての警職法

罪刑法定主義の精神に反す

法学部助教授　中　義　勝

罪刑法に準じて吟味

私に課せられた問題は「法律問題としての警職法」ということである。従って、これをめぐる議事運営上の疑問、その他について言及することはすべてさし控える。ところで警職法は、もとより刑罰法規ではない。しかし、それはわれわれが現に享有する各種の自由に拘束を加える性質をもつものであることは明かであって、このことは同法自身が、この法律に規定する手段の濫用を厳に戒めているということによってもうかがわれるところである（一条二項）。従って、かかる人権拘束的法規はその立法・解釈・適用に当っては刑罰法規に準じて、罪刑法定主義の精神が大いに参酌さるべきであるといわねばならぬ。そうしなければ憲法上保障されている基本的人権も、実際の日常生活においては、絵にかいた餅になってしまう。そこで警職法を法律問題として吟味するための拠り所は罪刑法定主義の精神である。その精神は、その音眼点は同法の規定が、右の精神にたって、いかに厳密に解釈・適用に当っては刑罰法規に準じて、罪刑法定主義の精神が大いに参酌さるべきであるといわねばならぬ。そうしなければ憲法上保障されている基本的人権も、実際の日常生活においては、絵にかいた餅になってしまう。そこで警職法を法律問題として吟味するための拠り所は罪刑法定主義の精神である。その音眼点は同法の規定が、右の精神にたって、いかに厳密に解釈・適用に当っては刑罰法規に準じて、罪刑法定主義の精神が大いに参酌さるべきであるといわねばならぬ。そうしなければ憲法上保障されている基本的人権

ところで、現実的濫用の際はそのあいまいな言の間隙から露出してやまないことになるであろう。そこで、以下、この点に観点を合せつつ、思いつくままに、現行警職法ならびに同改正法案について二、三の疑点を述べてみたい。

あいまいな〝前提条件〟

現行警職法ならびに同改正法案は「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、もしくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」に同法上の手段を許している（二条一項、法案二条三項）。類似の表現は他にもみられる（三条、法案二条の二等）。そこで問題は、犯罪の嫌疑ある者または犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」に同法上の手段を許している（二条一項、法案二条三項等